

菊陽町総合体育館ネーミングライツ・パートナー事業者募集要項

1 趣旨・目的

菊陽町では、町有財産を有効活用して新たな財源を確保し、施設の維持管理及び町民サービスの向上を図るため、菊陽町総合体育館に愛称を付与するネーミングライツ・パートナー事業者（以下「パートナー事業者」という。）を募集します。

2 対象施設

- (1) 名称 菊陽町総合体育館
- (2) 所在地 熊本県菊池郡菊陽町大字原水 5352 番地 3

3 募集条件

- (1) 希望命名権料 年額 3,000,000 円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 協定期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）
- (3) 命名権料の納付 町が発行する納入通知書により、毎年度指定する期日までに一括で納付すること。

4 申請資格

熊本県内に本店、支店又は営業所を有する法人であって、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業を行う者
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業者
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とする者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者
- (7) その他、パートナー事業者として適当でないと町長が認める者

5 愛称の条件

- (1) 親しみやすく、呼びやすい名称であること。
- (2) 町民に分かりやすい配慮を行うこと。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
 - ① 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 政治若しくは宗教に関するもの又はそのおそれがあるもの

- ④ 社会問題について主義主張するもの
 - ⑤ 美観風致を害するおそれのあるもの
 - ⑥ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ⑦ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑧ 個人、団体等の意見
 - ⑨ 誇大表示、不当表示などの表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑩ 愛称として不適当であると町長が認めるもの
- (4) 協定期間中の愛称の変更は、原則として認められません。ただし、社名変更その他の理由で町長が特に認めた場合に限り変更可能とし、それに伴い発生する看板改修や町のシステム・広報物等の修正に係る費用は、全てパートナー事業者の負担とします。
- (5) 提案する愛称が、第三者の商標権等の知的財産権を侵害していないことを確認の上、申請してください。万一、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合は、パートナー事業者の責任と負担において解決するものとします。

6 パートナー事業者への特典

パートナー事業者には、次の特典を付与します。

(1) 事業紹介スペースの提供

町と協議の上、施設内にパートナー事業者の事業紹介等を行うためのスペースを設置することができます。設置可能な規模は、幅 1.8m×奥行 0.5m（一般的な会議用テーブル 1 台分程度）とし、展示物等の高さは 2.7m を上限とします。

① 実施可能な活動

パンフレットの設置やパネル・製品の展示等のほか、無償のサンプル品（試供品）の配布等を行うことができます。

② 禁止事項

直接的な商品の販売行為（自動販売機等の設置を含む。）、契約行為、利用者に対する強引な勧誘等はできません。

③ 実施に当たっての条件

有人でのサンプリングやアンケート調査等を実施する場合は、施設の本来の用途や利用者の動線を妨げないよう、実施日時、人数、方法等について事前に施設の管理者（必要に応じ大会等の主催者）と協議し、承認を得ることを条件とします。

④ 手続及び費用負担

事業紹介スペースの設置に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可の手続きを行う必要があります。目的外使用許可に係る使用料については、菊陽町行政財産使用料徴収条例（平成 16 年菊陽町条例第 1 号）の規定に基づき免除しますが、当該スペースの設置及び運営

に要する費用は、パートナー事業者の負担とします。

(2) 施設の無料利用

各年度に1度、無料で施設を利用することができます。ただし、入場料等の金銭を徴収する催し、物品の販売を主たる目的とする催しなど、直接的な営利目的での利用については、無料利用の対象外とします。

7 看板等の変更、設置等に関する条件

(1) 施設の看板、サイン等の変更・新設

町と協議の上、施設内外の総合体育館を表示する看板、サイン等の変更又は新設を実施することができます。

(2) 変更できないサイン

施設南西壁面の屋外電照看板及び施設ガラス面のサインについては、変更することはできません。ただし、町と協議の上、その周囲に看板、サイン等を新設することは可能です。

(3) 品質維持の条件

看板、サイン等の変更及び新設に当たっては、施設全体の景観と調和するよう、既存の物と同等以上の品質を保つこととし、著しく品質の低下を招く変更及び安価な仕様への変更は認められません。

(4) 費用負担区分

看板、サイン等の変更・新設に要する費用及び協定期間終了後の原状回復費用は、全てパートナー事業者の負担とします。「9 協定の解除と命名権料の返還」に規定する解除の場合も同様とします。

8 町としての愛称使用

(1) 町は、菊陽町都市公園条例（昭和58年菊陽町条例第28号）上の正式名称を変更するものではありませんが、広報紙、ホームページ、各種案内、町主催大会の要項等においては、原則として決定した愛称を使用し、積極的な周知に努めます。

(2) 町又は指定管理者が発行するパンフレットやホームページ等の修正費用については、次回の更新時に合わせて町又は指定管理者が無償で変更を行います。

9 協定の解除と命名権料の返還

(1) パートナー事業者が申請資格を喪失した場合や、社会的信用を著しく失墜する行為があった場合、町は協定を解除することができます。

(2) 年度途中で協定が解除された場合、受領済みの命名権料は返還しません。

10 スケジュール（予定）

令和8年7月24日（金）：募集開始

令和 8 年 8 月 5 日（水）：質問書の受付締切
 令和 8 年 8 月 27 日（木）：申請書類の提出締切
 令和 8 年 9 月上旬：選考委員会の実施
 令和 8 年 9 月中旬から下旬：パートナー事業者の決定
 令和 9 年 4 月 1 日：愛称の使用開始

11 選定方法と審査基準

町が設置する選定委員会において、プロポーザル方式により次の基準に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、優先交渉権者としてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、選定しない場合があります。

評価項目	評価の視点	配点
① 愛称の適切性	親しみやすさ、呼びやすさ、分かり易さ、町及び施設のイメージと合致しているか。	20 点
② 提案金額	命名権料の提案額	30 点
③ 地域貢献度	地域における活動実績、雇用創出、地域社会への貢献度	20 点
④ 事業紹介スペース等の活用提案	施設利用者にとって有益な情報提供など、施設の賑わいに寄与する提案となっているか。	10 点
⑤ 企業の安定性	事業を安定的かつ継続的に遂行できる経営・財務状況であるか。	20 点
合計		100 点

【採点方法】

(1) 審査項目②については、次の算式により採点します。

$$\text{申請金額の得点} = 30 \text{ 点} \times \frac{\text{当該申請金額}}{\text{最高申請金額}}$$

(小数点以下第 1 位を四捨五入)

(2) 審査項目①、③、④、⑤については、次により採点します。

判断基準	①・③・⑤	④
非常に優れている	20 点	－
優れている	15 点	10 点
標準的である	10 点	5 点
やや劣っている	5 点	－
劣っている	0 点	0 点

12 提出書類

申請に当たっては、次の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) ネーミングライツ・パートナー事業者応募申請書兼同意書（別記様式第1号）
- (2) 企画提案書（別記様式第2号）
- (3) 登記事項証明書（全部証明書）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (6) 納税証明書（参加申込の日から、3月以内のもの）
 - ① 町民税…町税滞納のない証明書
 - ② 国税…納税証明書（その3の3）

13 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年7月27日（月）から8月5日（水）まで
- (2) 受付方法 質問票（別記様式第3号）を電子メールで提出してください。
- (3) 回答期間 令和8年8月14日（金）までに町ホームページで回答します。
（電子メールアドレス：sports@town.kikuyo.lg.jp）
※電話での質問は一切受け付けません。

14 現地見学の実施

現地見学を、令和8年7月29日（水）～8月5日（水）の期間中、午前9時から午後5時まで設けています。現地見学を希望する場合は、法人等の名称及び参加する者の氏名をあらかじめ13(3)のメールアドレスにメールしてください（職員の施設案内や説明は行いません。）。

現地見学は、1グループにつき5名まで、最大1時間とし、期間中1回限りです。写真を撮影する場合は、来訪者等に配慮の上、撮影してください。

15 申請書の提出

- (1) 提出期間
令和8年8月3日（月）から令和8年8月27日（木）まで（土日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
※ 郵送の場合、令和8年8月27日（木）までの消印があるものに限りです。
※ 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けません。
- (2) 提出先
菊陽町 教育委員会 スポーツ振興課 総合運動公園係
〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地
電話 096-288-7877（直通）

※ 提出部数は、正本 1 部及び副本 6 部とします（副本は複写で可）。なお、紙ベース（両面印刷）による提出と併せてそれぞれ電子データ（CD-ROM 1 枚によること。）も提出してください。

16 申請に要する費用

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

17 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請者が、「4 申請資格」の要件を満たしていなかったとき、又は満たさなくなったとき。
- (2) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他町長が不相当と認めるとき。